

特定商取引法および割賦販売法に基づく表記（個人・合算請求・基本サービス）

1. 商品名
「東京ガスのガス機器スペシャルサポート」(修理保証・買い替え特典)
2. 担当者氏名
申込書お客さま控え 下部「取扱担当者名」参照
3. 提供事業者名
役務提供事業者 東京ガス株式会社
代表者氏名 内田 高史
住所 東京都港区海岸1-5-20
問合せ先 〒163-1059 東京都新宿区西新宿3-7-1新宿パークタワー
私書箱8112号 0120-478-933(※IP電話等フリーダイヤル
をご利用になれない場合 03-6735-8798)
その他の提供事業者名 申込書お客さま控え 下部「東京ガス記入欄」参照

第7条をご参照ください。

4. サービスの内容

1. 基本サービスについて

(1) 修理保証について

- ①基本サービス提供期間内に対象機器(※)に故障が発生し、当社又は当社委託取引先企業に、お客さまからその旨の連絡を受けた場合は、往訪し、修理を行います。
- ②①の往訪及び修理は、修理費3万円(税込み)を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張費、技術料、交換部品費、別途料金(診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等)が含まれます。
- ③基本サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。

(2) 買い替え特典について

- ①上記(1)①の修理連絡をいただいた上で、診断の結果、以下a～cのいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える機器のメーカー希望小売価格(税込み)に応じて、下記表のとおり購入代金の一部を当社が負担します(現金給付は行いません)。
- a) 補修部品のメーカー保有期限が過ぎ、当社が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社が修理不能と判断した場合
- b) 修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合
- c) 安心・安全の観点からのお客さまのご意向及び当社のガス事業者としての社会的責任・使命等から総合的に考慮して、当社が買い替えが最適と判断した場合

	メーカー希望小売価格(税込み)	特典額
①	1万円超、10万円以下の場合	1万円
②	10万円超、30万円以下の場合	3万円
③	30万円超の場合	5万円

- ②買い替え特典は、買い替えの際、当社又は当社委託取引先企業から新たな機器を購入する場合であり、かつ、故障した機器と新たに購入する機器が、当社が定める基準を満たす場合にのみ適用されます。

(※)対象機器、サービス内容詳細については、基本約款第5条～第8条をご参照ください。

2. 電気エアコンオプションについて

(1) 修理保証について

「基本サービス」を「電気エアコンオプションサービス」と読み替えた上、上記1(1)①～③と同様です。

(2) 買い替え特典について

上記1(2)①a) b)、②と同様です。

(※)対象機器、サービス内容詳細については、電気エアコンオプション約款第5条～第8条をご参照ください。

3. 水まわりオプションについて

- ①水まわりオプションサービス提供期間内に対象部位(※)に故障が発生し、当社、運営会社又は当社委託取引先企業に、お客さまからその旨の連絡を受けた場合は、往訪し、修理を行います。

- ②①の往訪及び修理は、修理費5万5,000円(税込み)を上限に提供し、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまに別途お支払いいただきます。修理費には、出張費、技術料、交換部品費、別途料金(診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等)が含まれます。

- ③水まわりオプションサービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。

(※)対象部位、サービス内容詳細については、水まわりオプション約款第6条、第7条をご参照ください。

4. 電気設備オプションについて

「水まわりオプションサービス」を「電気設備オプションサービス」と読み替えた上、上記3①～③と同様です。

(※)対象部位、サービス内容詳細については、電気設備オプション約款第6条、

5. 契約締結年月日

1. 基本契約又は各オプション契約は、お客さまが当社所定の方法によりサービスを申し込み、当社が、サービスの加入条件等を確認したうえで、これを承諾することをもって、当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日として郵送又はメール等の電磁的方法によりお客さまに通知する書面に記載された日に成立し、同日から効力を生じるものとします。
2. 当社は、基本契約又は各オプション契約の契約成立日を、郵送又はメール等の電磁的方法によりお客さまに通知します(以下、この通知を「契約確定通知」といいます。)

6. サービス開始日・提供期間

1. 基本サービス及び各オプションサービスの修理保証の提供は、申込みをした月の翌月を1か月目とした3か月目から開始するものとし、お客さまの特定の希望がある場合には、同月から36か月目までの範囲でお客さまが指定した任意の月の1日(以下「サービス開始日」といいます。)から開始するものとします。サービス開始日は契約確定通知でご確認いただけます。
2. 基本サービス及び電気エアコンオプションの買い替え特典の提供は、サービス開始月の翌月を1か月目とした12か月目の1日から開始するものとします。
3. 「TESメンテナンスサービス契約制度等からの切り替えのお客さま向け特典」が適用されるお客さまについては、当社が、TESメンテ契約の終了日が属する月の15日までに基本サービスのお申し込み内容の承諾をした場合はTESメンテ契約の終了日が属する月の翌月の1日から、TESメンテ契約の終了日が属する月の16日から同月末までの間に基本サービスのお申し込み内容の承諾をした場合はTESメンテ契約の終了日が属する月の翌々月の1日から、それぞれ上記1、2のサービス提供を開始します。
4. 基本サービス提供期間が満了する月の15日(日曜・祝日・年末年始の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、基本サービス提供期間及び基本契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
5. お客さまがオプションサービスを契約され、基本サービス提供期間(上記3により更新された場合は、更新された基本サービス提供期間)中にオプションサービスのサービス開始日(別途定めるオプションサービス約款により)が到来する場合、当該オプションサービスの契約がされた時点で、基本サービス提供期間は、オプションサービスのサービス開始日(複数のオプションサービスのサービス開始日が到来する場合には最も遅く到来するオプションサービスを基準とします。)が属する月を1か月目とした12か月目の末日まで当然に伸長されます。
6. お客さまは、解約時点が次の各号のいずれかの期間(以下、各号に定める期間を総称して、「解約不可期間」といいます。)に該当する場合を除き、基本サービス提供期間途中であっても基本契約を解約することができるものとします。

①基本サービス開始日から1年末満

②お客さまがオプションサービスを契約されている場合、解約時点において、現にサービス開始日が到来したオプションサービス(複数のオプションサービスのサービス開始日が到来した場合には最も遅くサービス開始日が到来したオプションサービスを基準とします)のサービス開始日から1年末満

7. お客さまは、解約時点においてオプションサービスのサービス開始日から1年末満である場合を除き、オプションサービス提供期間途中であってもオプション契約を解約することができるものとします。

8. 当社がお客さまから各月15日までに電話による解約のお申し出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって契約の解約に承諾いたします。毎月15日を超えて解約のお申し出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもって契約の解約に承諾いたします。

(※)詳細については、基本約款第4条、第11条、各オプション約款の第4条、第11条をご参照ください。

7. サービス料金

1. 基本サービス及び各オプションサービスの料金は、基本契約又はオプションサービス契約1つにつき、いずれも年額6,000円(税込み)とします。
※消費税は10%です。消費税率が変更となった場合、金額が変動する場合がありますので、その際は東京ガスホームページにてご確認ください。

2. 上記1にかかわらず、オプションサービスのすべてに加入していただいた場合、すべてのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及び各オプションサービスの料金を合計で年額18,000円(税込み)とします。

3. 上記1にかかわらず、電気エアコンオプション及び水まわりオプションのいずれにも加入していただいた場合、これらのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及びこれらのオプションサービスの料金を合計で年額15,600円(税込み)とします。

4. キャンペーンが適用される場合の基本サービス及び各オプションサービスの料金は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載

された金額とします。

8. サービス料金の支払方法・支払時期

1. お客さまは、上記「サービス料金」欄記載の金額を、サービス開始月分から毎月1回、計12回、分割して当社が別途指定する月のガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法により、直接又はガス取次店を通じて、当社が別途指定する月のガス料金とともに、当社に支払うものとします。なお、分割払いによる手数料はいただいておりません。
2. お客さまが、当社がガス小売事業者となるガス小売契約を他社に切り替え、これを当社が把握した時点が、解約不可期間中である場合、基本契約はその時点での基本サービス提供期間（基本約款第4条5項により契約期間が伸長された場合は、伸長された期間）満了時まで継続するものとし、基本サービス提供期間満了時点をもって解約とします。この場合、お客さまは、直ちに当該時点における基本サービス提供期間満了日までにかかる料金（お客さまがオプションサービス契約を締結されており、基本サービス提供期間満了日までにオプションサービスが開始する場合には、当該オプションサービスのサービス開始日後1年間のオプションサービスの料金を含む。）から支払済みの賦払金の合計額を控除した残金の全額を、一括にて当社が送付する払込書等当社が指定する方法により支払うものとします。
3. キャンペーンが適用される場合の本サービス、各オプションサービスの支払方法・支払時期は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載された金額とします。

9. クーリング・オフについて

1. お客さまが、訪問販売又は電話勧誘販売でお申込み（契約）された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. クーリング・オフを行う場合、お客さまは、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等に必要事項（お客さまの氏名、住所、申込書お客さま控え記載の取扱担当店名、日付、お申出印（ご契約者の印）、お申込みの撤回又は解除をする旨）をご記入の上、上記の問合せ先宛に郵送してください（簡易書留での送付をおすすめします）。その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付等）から発生します。
5. お客さまが契約のお申込みの撤回又は契約の解除を行った場合、商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使したことにより、申込者の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、無償で原状回復に必要な措置を受けることができます。

10. その他の契約条件

ご加入いただくためには、当社のガス供給エリア（東日本ガス地区、東彩ガス地区、日本瓦斯（ニチガス）真岡地区を除く）にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用ガス小売契約（一般ガス供給約款、家庭用選択約款又は「ずっともガス」）を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていることが必要です。
その他の契約条件については、基本約款及び各オプションサービスのサービス約款をご参照ください。

訪問販売または電話勧誘販売でお申し込みのお客さまは下記をよくお読みください。

特定商取引法および割賦販売法に基づく表記（個人・単独請求・基本サービス）

1. 商品名

「東京ガスのガス機器スペシャルサポート」（修理保証・買い替え特典）

2. 担当者氏名

申込書お客さま控え 下部「取扱担当者名」参照

3. 提供事業者名

役務提供事業者 東京ガス株式会社

代表者氏名 内田 高史

住所 東京都港区海岸1-5-20

問合せ先 〒163-1059 東京都新宿区西新宿3-7-1新宿パークタワー

私書箱8112号 0120-478-933（※IP電話等フリーダイヤル

をご利用になれない場合 03-6735-8798）

その他の提供事業者名 申込書お客さま控え 下部「東京ガス記入欄」参照

4. サービスの内容

1. 基本サービスについて

(1) 修理保証について

①基本サービス提供期間内に対象機器（※）に故障が発生し、当社又は当社委託取引先企業に、お客さまからその旨の連絡を受けた場合は、往訪し、修理を行います。

②①の往訪及び修理は、修理費3万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張費、技術料、交換部品費、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれます。

③基本サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。

(2) 買い替え特典について

①上記(1)①の修理連絡をいただいた上で、診断の結果、以下a～cのいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える機器のメーカー希望小売価格（税込み）に応じて、下記表のとおり購入代金の一部を当社が負担します（現金給付は行いません。）。

a) 補修部品のメーカー保有期限が過ぎ、当社が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社が修理不能と判断した場合

b) 修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合

c) 安心・安全の観点からのお客さまのご意向及び当社のガス事業者としての社会的責任・使命等から総合的に考慮して、当社が買い替えが最適と判断した場合

	メーカー希望小売価格（税込み）	特典額
①	1万円超、10万円以下の場合	1万円
②	10万円超、30万円以下の場合	3万円
③	30万円超の場合	5万円

②買い替え特典は、買い替えの際、当社又は当社委託取引先企業から新たな機器を購入する場合であり、かつ、故障した機器と新たに購入する機器が、当社が定める基準を満たす場合にのみ適用されます。

（※）対象機器、サービス内容詳細については、基本約款第5条～第8条をご参照ください。

2. 電気エアコンオプションについて

(1) 修理保証について

「基本サービス」を「電気エアコンオプションサービス」と読み替えた上、上記1(1)①～③と同様です。

(2) 買い替え特典について

上記1(2)①a) b)、②と同様です。

（※）対象機器、サービス内容詳細については、電気エアコンオプション約款第5条～第8条をご参照ください。

3. 水まわりオプションについて

①水まわりオプションサービス提供期間内に対象部位（※）に故障が発生し、当社、運営会社又は当社委託取引先企業に、お客さまからその旨の連絡を受けた場合は、往訪し、修理を行います。

②①の往訪及び修理は、修理費5万5,000円（税込み）を上限に提供し、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまに別途お支払いいただきます。修理費には、出張費、技術料、交換部品費、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれます。

③水まわりオプションサービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。

（※）対象部位、サービス内容詳細については、水まわりオプション約款第6条、第7条をご参照ください。

4. 電気設備オプションについて

「水まわりオプションサービス」を「電気設備オプションサービス」と読み替えた上、上記3①～③と同様です。

(※)対象部位、サービス内容詳細については、電気設備オプション約款第6条、第7条をご参照ください。

5. 契約締結年月日

- 基本契約又は各オプション契約は、お客さまが当社所定の方法によりサービスを申し込み、当社が、サービスの加入条件等を確認したうえで、これを承諾することをもって、当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日として郵送又はメール等の電磁的方法によりお客さまに通知する書面に記載された日に成立し、同日から効力を生じるものとします。
- 当社は、基本契約又は各オプション契約の契約成立日を、郵送又はメール等の電磁的方法によりお客さまに通知します(以下、この通知を「契約確定通知」といいます。)

6. サービス開始日・提供期間

- 基本サービス及び各オプションサービスの修理保証の提供は、申込みをした月の翌月を1か月目とした3か月目から開始するものとし、お客さまの特定の希望がある場合には、同月から36か月目までの範囲でお客さまが指定した任意の月の1日(以下「サービス開始日」といいます。)から開始するものとします。サービス開始日は契約確定通知でご確認いただけます。
- 基本サービス及び電気エアコンオプションの買い替え特典の提供は、サービス開始月の翌月を1か月目とした12か月目の1日から開始するものとします。
- 「TESメンテナンスサービス契約制度等からの切り替えのお客さま向け特約」が適用されるお客さまについては、当社が、TESメンテ契約の終了日が属する月の15日までに基本サービスのお申し込み内容の承諾をした場合はTESメンテ契約の終了日が属する月の翌月の1日から、TESメンテ契約の終了日が属する月の16日から同月末までの間に基本サービスのお申し込み内容の承諾をした場合はTESメンテ契約の終了日が属する月の翌々月の1日から、それぞれ上記1、2のサービス提供を開始します。
- 基本サービス提供期間が満了する月の15日(日曜・祝日・年末年始の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、基本サービス提供期間及び基本契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
- お客さまがオプションサービスを契約され、基本サービス提供期間(上記3により更新された場合は、更新された基本サービス提供期間)中にオプションサービスのサービス開始日(別途定めるオプションサービス約款により)が到来する場合、当該オプションサービスの契約がされた時点で、基本サービス提供期間は、オプションサービスのサービス開始日(複数のオプションサービスのサービス開始日が到来する場合には最も遅く到来するオプションサービスを基準とします。)が属する月を1か月目とした12か月目の末日まで当然に伸長されます。
- お客さまは、解約時点が次の各号のいずれかの期間(以下、各号に定める期間を総称して、「解約不可期間」といいます。)に該当する場合を除き、基本サービス提供期間途中でであっても基本契約を解約することができるものとします。

①基本サービス開始日から1年未満

②お客さまがオプションサービスを契約されている場合、解約時点において、現にサービス開始日が到来したオプションサービス(複数のオプションサービスのサービス開始日が到来した場合には最も遅くサービス開始日が到来したオプションサービスを基準とします)のサービス開始日から1年未満

- お客さまは、解約時点においてオプションサービスのサービス開始日から1年未満である場合を除き、オプションサービス提供期間途中でであってもオプション契約を解約することができるものとします。
- 当社がお客さまから各月15日までに電話による解約のお申し出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって契約の解約に承諾いたします。毎月15日を超えて解約のお申し出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもって契約の解約に承諾いたします。

(※)詳細については、基本約款第4条、第11条、各オプション約款の第4条、第11条をご参照ください。

7. サービス料金

- 基本サービス及び各オプションサービスの料金は、基本契約又はオプションサービス契約1つにつき、いずれも年額6,000円(税込み)とします。
※消費税は10%です。消費税率が変更となった場合、金額が変動する場合がありますので、その際は東京ガスホームページにてご確認ください。
- 上記1にかかわらず、オプションサービスのすべてに加入していただいた場合、すべてのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及び各オプションサービスの料金を合計で年額18,000円(税込み)とします。
- 上記1にかかわらず、電気エアコンオプション及び水まわりオプションのいずれにも加入していただいた場合、これらのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及びこれらのオプションサービスの料金を合計で年額15,600円(税込み)とします。
- キャンペーンが適用される場合の基本サービス及び各オプションサービスの料金は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載された金額とします。

8. サービス料金の支払方法・支払時期

- お客さまは、上記「サービス料金」欄記載の金額を、サービス開始月分から毎月1回、計12回分割して、当社に支払うものとします。クレジットカードの

場合はサービス開始日の属する月の前月より、口座振替の場合はサービス開始日の属する月の当月より支払うものとします。なお、分割払いによる手数料はいただいておりません。

- お客さまが、当社がガス小売事業者となるガス小売契約を他社に切り替え、これを当社が把握した時点が、解約不可期間中である場合、基本契約はその時点での基本サービス提供期間(基本約款第4条5項により契約期間が伸長された場合は、伸長された期間)満了時まで継続するものとし、基本サービス提供期間満了時点をもって解約とします。
- キャンペーンが適用される場合の本サービス、各オプションサービスの支払方法・支払時期は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載された金額とします。

9. クーリング・オフについて

- お客さまが、訪問販売又は電話勧誘販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。
- クーリング・オフを行う場合、お客さまは、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。
- クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等に必要事項(お客さまの氏名、住所、申込書お客さま控え記載の取扱担当店名、日付、お申出印(ご契約者の印)、お申込みの撤回又は解除をする旨)をご記入の上、上記の間合せ先宛に郵送してください(簡易書留での送付をおすすめします)。その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付等)から発生します。
- お客さまが契約のお申込みの撤回又は契約の解除を行った場合、商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使したことにより、申込者の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、無償で原状回復に必要な措置を受けることができます。

10. その他の契約条件

ご加入いただくためには、当社のガス供給エリア(東日本ガス地区、東彩ガス地区、日本瓦斯(ニチガス)真岡地区を除く)にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用ガス小売契約(一般ガス供給約款、家庭用選択約款又は「ずっとガス」)を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていることが必要です。

その他の契約条件については、基本約款及び各オプションサービスのサービス約款をご参照ください。